

福岡県公報

平成三十年十二月二十八日
第四千五十五号
増刊
②

目次

規 則 (第五十三号―第五十五号)	……………
○福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課)	……………一
○福岡県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (団体指導課)	……………二
○単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事課)	……………二
企 業 局	
○福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (企業局管理課)	……………一
人事委員会	
○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則等の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	……………一九
○福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	……………二〇
○福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	……………二二
○福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	……………二三
○福岡県職員の特種勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課)	……………二三
○福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令	……………二三

規 則

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成三十年十二月二十八日

福岡県規則第五十三号

福岡県知事 小川 洋

福岡県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立自然公園条例施行規則(昭和三十九年福岡県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条中第十一号の五を第十一号の六とし、第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五 境界標(不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。)を設置すること。

第十七条第十一号の六の次に次の七号を加える。

十一の七 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。

十一の八 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)

十一の九 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。

十一の十 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。

十一の十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。

十一の十二 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを

(人事委員会事務局給与公平課)……………二四

設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れてゐるものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

第十七条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

第十七条第十八号中「（平成十六年法律第七十八号）」を削り、同条第二十四号の十六の次に次の二号を加える。

二十四の十六の二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

二十四の十六の三 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

第十七条第二十五号の二を第二十五号の二とし、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 認定保護増殖事業等の実施のために条例第十七条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。

第十七条第二十五号の四の次に次の一号を加える。

二十五の四の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十七条第二十五号の六の次に次の一号を加える。

二十五の六の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十七条第二十五号の九の次に次の一号を加える。

二十五の九の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。
第十七条第三第一号イ中「第二十五号の五」の下に「、第二十五号の五の三」を加え

る。
第二十條第一号中「第十一号の五」を「第十一号の十三」に、「第二十四号の十六」を「第二十四号の十六の三」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十四号

福岡県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

福岡県農業協同組合法施行細則（平成二十九年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項を削り、同條第二項を同條とする。

第四十七條中「第二百三十一條第一項第二十二号」を「第二百三十一條第一項第二十一号」に改める。

様式第四十三号を次のように改める。

様式第43号 監製

様式第四十四号中「第24条第2項」を「第24条」に改める。

様式第七十九号中「第231条第1項第22号」を「第231条第1項第21号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十五号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規

則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十三年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第六号の表社会福祉作業手当の項中「第五号」を「第四号」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
	8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800
	9	138,000	193,200	214,300	259,200	293,300
	10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
	11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800
	12	141,100	196,600	218,900	262,500	298,600
	13	141,900	197,800	220,100	263,500	300,000
	14	142,900	198,900	221,600	264,600	301,700
	15	143,900	200,000	223,100	265,600	303,300
	16	144,900	201,100	224,400	266,600	304,800
	17	146,000	202,100	225,300	267,600	306,300
	18	147,200	203,200	226,000	268,800	307,900
	19	148,400	204,200	226,900	269,900	309,500
	20	149,600	205,200	227,900	270,800	311,200
	21	150,700	206,100	228,800	271,800	312,200
	22	151,900	207,200	230,300	272,900	313,600
	23	153,100	208,300	231,600	274,000	315,000
	24	154,300	209,300	232,700	275,000	316,500
	25	155,500	210,200	234,100	275,800	317,600
	26	157,000	211,100	235,400	276,900	319,100
	27	158,500	211,800	236,700	278,000	320,500
	28	160,000	212,700	238,000	279,100	321,900
	29	161,400	213,600	238,900	280,000	323,500
	30	162,900	214,800	240,100	281,100	324,700
	31	164,400	215,800	241,400	282,100	326,000
	32	165,900	216,700	242,600	283,100	327,200
	33	167,400	217,300	243,700	283,800	328,300
	34	169,200	218,500	245,000	284,700	329,200
	35	171,000	219,600	246,100	285,600	330,300
	36	172,800	220,800	247,300	286,700	331,400
	37	174,600	221,400	248,600	287,300	332,500
	38	176,300	222,600	249,700	288,200	333,600
	39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600
	40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
	41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600
	42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
	43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
	44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600

	45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
	46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500
	47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
	48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
	49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400
	50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
	51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
	52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000
	53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800
	54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
	55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
	56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
	57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
	58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
	59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
	60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
	67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
再任職員以外の職員	69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	211,800	253,100	282,500	311,300	359,000
	71	212,100	253,500	283,300	311,800	359,500
	72	212,600	253,900	284,000	312,300	360,100
	73	212,800	254,100	284,800	312,600	360,600
	74	213,400	254,500	285,500	313,100	361,200
	75	213,900	255,000	286,300	313,600	361,700
	76	214,600	255,500	287,100	314,000	362,200
	77	214,800	255,800	287,700	314,200	362,700
	78	215,500	256,200	288,200	314,500	363,200
	79	216,000	256,700	288,700	314,800	363,800
	80	216,600	257,200	289,100	315,100	364,300
	81	217,300	257,500	289,500	315,400	364,800
	82	217,700	257,800	289,900	315,700	365,400
	83	218,300	258,100	290,400	316,000	365,900
	84	219,000	258,400	290,900	316,300	366,400
	85	219,600	258,600	291,300	316,500	366,900
	86	220,100	258,800	291,900	316,900	367,400
	87	220,600	259,100	292,500	317,200	367,900
	88	221,300	259,400	293,100	317,400	368,400
	89	221,800	259,600	293,400	317,600	368,900
	90	222,400	259,800	293,900	317,900	369,400
	91	223,000	260,200	294,400	318,200	370,000
	92	223,500	260,400	294,800	318,500	370,500

93	223,900	260,700	295,200	318,700	370,900
94	224,400	261,100	295,700	319,000	371,300
95	224,900	261,400	296,200	319,300	371,700
96	225,400	261,700	296,700	319,500	372,100
97	225,700	261,900	297,000	319,700	372,400
98	226,200	262,200	297,400	320,000	372,700
99	226,700	262,400	297,900	320,300	372,900
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200	320,900	
103	228,700	263,500	299,500	321,200	
104	229,300	263,800	299,800	321,500	
105	229,700	264,000	300,100	321,700	
106	230,200	264,200	300,500	321,900	
107	230,500	264,500	300,900	322,200	
108	230,900	264,700	301,300	322,500	
109	231,100	265,000	301,600	322,700	
110	231,500	265,300	302,000	322,900	
111	232,000	265,600	302,400	323,200	
112	232,400	265,800	302,700	323,500	
113	232,600	266,000	302,900	323,700	
114	233,100	266,300	303,200	323,900	
115	233,600	266,500	303,500	324,200	
116	234,100	266,700	303,700	324,500	
117	234,400	267,000	303,900	324,700	
118	234,800	267,300	304,200	324,900	
119	235,200	267,600	304,500	325,200	
120	235,600	267,900	304,700	325,500	
121	236,000	268,100	304,900	325,700	
122		268,300	305,200	325,900	
123		268,600	305,500	326,200	
124		268,900	305,700	326,500	
125		269,100	305,900	326,700	
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
再任用職員	193,600	204,700	223,200	244,500	274,700

備考 短時間勤務職員の給料月額、この表の規定にかかわらず、この表の当該職員の属する職務の級に応じた再任用職員の項の額又は当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に対応する額にその者について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第五を次のように改める。

別表第5 (第3条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20
44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27
58	22	46	30	28
59	23	47	31	28
60	24	48	32	28
61	25	49	33	29
62	26	49	34	29
63	27	50	35	30
64	28	50	36	30
65	29	51	37	31

66	30	51	38	31
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	57	51	36
80	44	58	52	36
81	45	58	53	37
82	45	58	54	37
83	46	59	55	37
84	46	59	56	37
85	47	59	57	37
86	47	60	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38
93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	56	65	67	40
103	56	65	68	40
104	56	65	68	40
105	57	65	69	40
106	57	66	70	40
107	57	66	71	40
108	57	66	72	40
109	58	66	73	41
110	58	66	73	41
111	58	67	74	41
112	59	67	74	41
113	59	67	75	41
114	59	67	75	41
115	60	67	76	41
116	60	68	76	42
117	61	68	76	42
118	61	68	76	42
119	62	68	76	42
120	62	68	76	42
121	63	68	76	42
122		69	76	42
123		69	76	43
124		69	76	43
125		69	76	43
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

別表第六の表一級の項中「6,100円」を「6,200円」に改め、同表二級の項中「7,300円」を「7,400円」に改め、同表三級の項中「8,300円」を「8,400円」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第一、別表第五及び別表第六の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(この規則の施行に関し必要な事項)

3 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の適用を受ける職員の例による。

企業局

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

福岡県企業管理者 家守良明

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程(昭和三十八年福岡県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第2条関係) 企業職給料表 (一)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	143,600	193,500	229,500	262,500	288,400	318,700	407,600
	2	144,700	195,300	231,100	264,400	290,600	320,900	410,000
	3	145,900	197,100	232,600	266,200	292,900	323,200	412,500
	4	147,000	198,900	234,200	268,300	295,000	325,400	414,900
	5	148,100	200,400	235,600	270,000	296,900	327,600	416,800
	6	149,200	202,200	237,300	271,900	299,200	329,600	419,100
	7	150,300	204,000	238,800	273,800	301,500	331,800	421,200
	8	151,400	205,800	240,400	275,900	303,700	334,000	423,400
	9	152,500	207,400	241,600	277,900	305,600	335,900	425,400
	10	153,900	209,200	243,100	279,900	307,900	338,100	427,500
	11	155,200	211,000	244,700	282,000	310,100	340,100	429,600
	12	156,500	212,800	246,100	284,000	312,400	342,300	431,700
	13	157,800	214,200	247,600	286,000	314,500	344,100	433,400
	14	159,300	216,000	249,100	288,100	316,600	346,100	435,200
	15	160,800	217,700	250,400	290,100	318,800	348,100	437,200
	16	162,400	219,500	251,800	292,100	320,900	350,100	439,200
	17	163,700	221,200	253,300	293,900	322,800	351,800	441,100
	18	165,200	222,900	254,900	295,900	324,800	353,800	442,900
	19	166,700	224,500	256,600	298,000	326,800	355,600	444,700
	20	168,200	226,100	258,400	300,000	328,800	357,500	446,400
	21	169,600	227,500	260,000	301,900	330,500	359,400	448,200
	22	172,300	229,200	261,800	304,000	332,600	361,300	449,700
	23	174,900	230,800	263,500	306,000	334,600	363,300	451,100
	24	177,500	232,400	265,200	308,100	336,700	365,200	452,600
	25	180,200	235,600	267,100	309,800	338,100	367,200	454,000
	26	181,900	237,300	269,000	311,900	340,000	369,100	455,300
	27	183,500	238,800	270,800	313,900	341,900	371,100	456,600
	28	185,200	240,400	272,600	315,900	343,800	373,100	457,800
	29	186,700	241,600	274,300	317,600	345,400	374,600	458,800
	30	188,400	243,100	276,200	319,600	347,300	376,400	459,500
	31	190,200	244,700	278,100	321,700	349,200	378,200	460,300
	32	191,900	246,100	279,800	323,800	351,000	379,800	461,000
	33	193,500	247,600	281,300	325,000	352,900	381,600	461,700
	34	194,900	249,100	283,200	327,000	354,700	384,300	462,500
	35	196,400	250,400	285,000	328,900	356,500	386,900	463,200
	36	197,900	251,800	286,900	331,000	358,200	389,600	463,800
	37	200,400	253,300	288,500	332,900	359,600	392,000	464,300
	38	202,200	254,900	290,200	334,800	360,900	394,300	464,900
	39	204,000	256,600	292,000	336,800	362,300	396,500	465,500
	40	205,800	258,400	293,800	338,700	363,700	398,900	466,100
	41	207,400	260,000	295,300	340,600	367,200	400,700	466,600
	42	209,200	261,800	297,000	342,500	369,100	402,700	467,100
	43	211,000	263,500	298,500	344,300	371,100	404,600	467,500
	44	212,800	265,200	300,100	346,200	373,100	406,400	467,800

再任職員以外の職員	45	214,200	267,100	301,900	347,700	374,600	408,300	468,100
	46	216,000	269,000	304,000	349,100	376,400	410,100	
	47	217,700	270,800	306,000	350,600	378,200	411,900	
	48	219,500	272,600	308,100	352,100	379,800	413,800	
	49	221,200	274,300	309,800	353,700	381,600	415,600	
	50	222,900	276,200	311,900	354,500	383,000	417,100	
	51	224,500	278,100	313,900	355,700	384,500	418,600	
	52	226,100	279,800	315,900	356,700	386,100	420,200	
	53	227,500	281,300	317,600	359,600	387,500	421,800	
	54	229,200	283,200	319,600	360,900	388,700	423,100	
	55	230,800	285,000	321,700	362,300	389,900	424,400	
	56	232,400	286,900	323,800	363,700	391,000	425,600	
	57	233,500	288,500	325,000	365,000	392,100	426,800	
	58	235,000	290,200	327,000	365,900	393,300	428,100	
	59	236,400	292,000	328,900	367,000	394,500	429,400	
	60	237,700	293,800	331,000	368,100	395,600	430,600	
	61	239,000	295,300	332,900	368,900	396,300	431,800	
	62	240,200	297,000	334,800	369,800	397,000	432,600	
	63	241,200	298,500	336,800	370,700	397,700	433,400	
	64	242,400	300,100	338,700	371,600	398,400	434,200	
	65	243,700	301,700	340,600	372,500	399,000	434,800	
	66	244,800	303,400	342,500	373,300	399,600	435,500	
	67	246,000	305,000	344,300	374,100	400,100	436,200	
	68	247,300	306,700	346,200	374,900	400,500	436,900	
	69	248,200	307,600	347,700	375,600	400,900	437,700	
	70	249,600	309,100	349,100	376,300	401,200	438,500	
	71	251,000	310,600	350,600	377,000	401,500	438,900	
	72	252,400	312,200	352,100	377,700	401,800	439,600	
	73	253,800	313,800	353,700	378,200	402,100	440,100	
	74	255,200	315,400	354,500	378,800	402,400	440,500	
	75	256,600	317,000	355,700	379,400	402,700	440,900	
	76	257,900	318,500	356,700	380,100	403,000	441,300	
	77	259,100	320,000	357,600	380,500	403,300	441,700	
	78	260,400	321,200	358,700	381,200	403,600	442,100	
	79	261,800	322,400	359,600	381,800	403,900	442,500	
	80	263,100	323,600	360,700	382,400	404,200	442,800	
	81	264,200	324,300	361,600	382,800	404,500	443,100	
	82	265,300	325,200	362,300	383,400	404,800	443,500	
	83	266,600	326,000	363,000	384,000	405,100	443,800	
	84	267,900	326,800	363,700	384,600	405,400	444,100	
	85	268,900	327,700	364,100	385,000	405,600	444,400	
	86	270,000	328,100	364,700	385,500	405,900		
	87	271,300	328,800	365,400	386,000	406,200		
	88	272,600	329,600	366,100	386,600	406,500		
	89	273,500	330,400	366,400	386,900	406,700		
	90	274,500	331,100	367,100	387,300	407,000		
	91	275,400	331,800	367,800	387,700	407,300		
	92	276,500	332,500	368,500	388,100	407,500		

93	277,600	333,000	368,800	388,400	407,700
94		333,600	369,400	388,700	408,000
95		334,100	370,100	389,000	408,300
96		334,700	370,700	389,300	408,500
97		335,000	371,000	389,500	408,700
98		335,500	371,600	389,800	409,000
99		335,900	372,300	390,100	409,300
100		336,400	372,900	390,300	409,500
101		336,800	373,300	390,500	409,700
102		337,300	373,800	390,800	410,000
103		337,800	374,400	391,100	410,300
104		338,300	374,900	391,300	410,500
105		338,600	375,400	391,500	410,700
106		339,000	376,000	391,800	
107		339,500	376,500	392,100	
108		339,900	376,800	392,300	
109		340,200	377,200	392,500	
110		340,600	377,700	392,800	
111		341,100	378,100	393,100	
112		341,500	378,500	393,300	
113		341,700	378,900	393,500	
114		342,100	379,400	393,800	
115		342,600	379,800	394,100	
116		343,000	380,200	394,300	
117		343,200	380,500	394,500	
118		343,600	380,900	394,800	
119		344,000	381,300	395,100	
120		344,300	381,700	395,300	
121		344,600	382,000	395,500	
122		345,000	382,400		
123		345,400	382,800		
124		345,800	383,100		
125		346,300	383,400		
126		346,700	383,800		
127		347,100	384,100		
128		347,500	384,400		
129		348,000	384,700		
130		348,400	385,000		
131		348,700	385,300		
132		349,000	385,600		
133		349,500	385,900		
134			386,200		
135			386,500		
136			386,800		
137			387,000		
138			387,300		
139			387,600		
140			387,800		

	141			388,000				
再任用職員		214,700	254,700	274,100	289,200	314,600	356,300	389,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第2条関係) 企業職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
	8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800
	9	138,000	193,200	214,300	259,200	293,300
	10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
	11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800
	12	141,100	196,600	218,900	262,500	298,600
	13	141,900	197,800	220,100	263,500	300,000
	14	142,900	198,900	221,600	264,600	301,700
	15	143,900	200,000	223,100	265,600	303,300
	16	144,900	201,100	224,400	266,600	304,800
	17	146,000	202,100	225,300	267,600	306,300
	18	147,200	203,200	226,000	268,800	307,900
	19	148,400	204,200	226,900	269,900	309,500
	20	149,600	205,200	227,900	270,800	311,200
	21	150,700	206,100	228,800	271,800	312,200
	22	151,900	207,200	230,300	272,900	313,600
	23	153,100	208,300	231,600	274,000	315,000
	24	154,300	209,300	232,700	275,000	316,500
	25	155,500	210,200	234,100	275,800	317,600
	26	157,000	211,100	235,400	276,900	319,100
	27	158,500	211,800	236,700	278,000	320,500
	28	160,000	212,700	238,000	279,100	321,900
	29	161,400	213,600	238,900	280,000	323,500
	30	162,900	214,800	240,100	281,100	324,700
	31	164,400	215,800	241,400	282,100	326,000
	32	165,900	216,700	242,600	283,100	327,200
	33	167,400	217,300	243,700	283,800	328,300
	34	169,200	218,500	245,000	284,700	329,200
	35	171,000	219,600	246,100	285,600	330,300
	36	172,800	220,800	247,300	286,700	331,400
	37	174,600	221,400	248,600	287,300	332,500
	38	176,300	222,600	249,700	288,200	333,600
	39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600
	40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
	41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600
	42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
	43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
	44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600
	45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
	46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500

	47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
	48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
	49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400
	50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
	51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
	52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000
	53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800
	54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
	55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
	56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
	57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
	58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
	59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
	60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
	67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	211,800	253,100	282,500	311,300	359,000
	71	212,100	253,500	283,300	311,800	359,500
	72	212,600	253,900	284,000	312,300	360,100
	73	212,800	254,100	284,800	312,600	360,600
	74	213,400	254,500	285,500	313,100	361,200
	75	213,900	255,000	286,300	313,600	361,700
	76	214,600	255,500	287,100	314,000	362,200
	77	214,800	255,800	287,700	314,200	362,700
	78	215,500	256,200	288,200	314,500	363,200
	79	216,000	256,700	288,700	314,800	363,800
	80	216,600	257,200	289,100	315,100	364,300
	81	217,300	257,500	289,500	315,400	364,800
	82	217,700	257,800	289,900	315,700	365,400
	83	218,300	258,100	290,400	316,000	365,900
	84	219,000	258,400	290,900	316,300	366,400
	85	219,600	258,600	291,300	316,500	366,900
	86	220,100	258,800	291,900	316,900	367,400
	87	220,600	259,100	292,500	317,200	367,900
	88	221,300	259,400	293,100	317,400	368,400
	89	221,800	259,600	293,400	317,600	368,900
	90	222,400	259,800	293,900	317,900	369,400

再任職員以外の職員

91	223,000	260,200	294,400	318,200	370,000
92	223,500	260,400	294,800	318,500	370,500
93	223,900	260,700	295,200	318,700	370,900
94	224,400	261,100	295,700	319,000	371,300
95	224,900	261,400	296,200	319,300	371,700
96	225,400	261,700	296,700	319,500	372,100
97	225,700	261,900	297,000	319,700	372,400
98	226,200	262,200	297,400	320,000	372,700
99	226,700	262,400	297,900	320,300	372,900
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200	320,900	
103	228,700	263,500	299,500	321,200	
104	229,300	263,800	299,800	321,500	
105	229,700	264,000	300,100	321,700	
106	230,200	264,200	300,500	321,900	
107	230,500	264,500	300,900	322,200	
108	230,900	264,700	301,300	322,500	
109	231,100	265,000	301,600	322,700	
110	231,500	265,300	302,000	322,900	
111	232,000	265,600	302,400	323,200	
112	232,400	265,800	302,700	323,500	
113	232,600	266,000	302,900	323,700	
114	233,100	266,300	303,200	323,900	
115	233,600	266,500	303,500	324,200	
116	234,100	266,700	303,700	324,500	
117	234,400	267,000	303,900	324,700	
118	234,800	267,300	304,200	324,900	
119	235,200	267,600	304,500	325,200	
120	235,600	267,900	304,700	325,500	
121	236,000	268,100	304,900	325,700	
122		268,300	305,200	325,900	
123		268,600	305,500	326,200	
124		268,900	305,700	326,500	
125		269,100	305,900	326,700	
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			
再任用職員	193,600	204,700	223,200	244,500	274,700

備考 この表は、自動車運転士の職務に従事する技能員及び主任技能員に適用する。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の福岡県公営企業に従事する企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(この規程の施行に關し必要な事項)

3 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に關し必要な事項は、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の適用を受ける職員の例による。

人事委員会

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に關する規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年十二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十三号

福岡県職員の給与に關する条例等の施行に關する規則等の一部を改正する規則

第一条 福岡県職員の給与に關する条例等の施行に關する規則(昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二十を次のように改める。

(交替制勤務に従事する職員等に係る通勤手当の額)

第十二条の二十 県職員給与条例第十三条の四第二項第二号、警察職員給与条例第十二条の四第二項第二号及び学校職員給与条例第十三条の四第二項第二号の人事委員

会規則で定める職員は、交替制勤務に従事する職員等で平均一箇月当たりの通勤所要回数が二十一回に満たない職員とする。

2 県職員給与条例第十三条の四第二項第二号、警察職員給与条例第十二条の四第二項第二号及び学校職員給与条例第十三条の四第二項第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 自動車等の使用距離が片道二キロメートル未満である職員 二千元を二十一で除して得た額にその者の平均一箇月当たりの通勤所要回数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

二 前号に掲げる職員以外の職員 三千百円に片道の自動車等の使用距離二キロメートル以上の距離二キロメートルにつき千円を加算して得た額を二十一で除して得た額にその者の平均一箇月当たりの通勤所要回数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

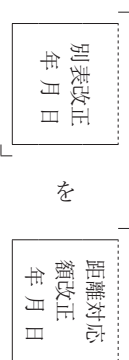
第十二条の二十一第一号中「距離対応額」を「県職員給与条例第十三条の四第二項第二号、警察職員給与条例第十二条の四第二項第二号及び学校職員給与条例第十三条の四第二項第二号に定める職員の区分に応じそれぞれ算出した額(以下「距離対応額」という。)」に改める。

第二十八条第一号中「百分の百七十五」を「百分の百八十五」に、「百分の二百十五」を「百分の二百二十五」に改め、同条第二号中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一

様式第四号の二号紙中



(福岡県職員の給与に關する条例等の施行に關する規則の一部を改正する規則の一部)改正)

第二条 福岡県職員の給与に關する条例等の施行に關する規則の一部を改正する規則(平成二十七年福岡県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表福岡市を除く福岡県内の地域の項中「百分の四・六」を「百分の四

2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日に

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。
 （経過措置）

附則
 （施行期日等）

64	を	64	に改める。
57		57	
58		58	
58		58	
59		59	
59		59	
60		60	
60		60	
61		61	
61		61	
62		62	
62		62	
63		63	
63		63	

に改める。

67	70	67
67	70	67
67	71	67
67	71	67
67	を	67
67		67
68	65	67
68	66	68
68	66	68
68	66	68
68	66	68
68	66	68
68	66	68
68	66	68
68	66	68
68	66	68
68	66	68
69	66	69
69	67	69
70	67	69
70	67	70

3 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

福岡県人事委員会規則第十五号

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英
 福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
 福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。
 別表中表の部分の部分を次のように改める。

平成三十年十二月二十八日

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員				2 項 職 員	3 項 職 員		4 項 職 員		
	1 種	2 種	3 種	4 種		1 種	2 種	1 種	2 種	3 種
1 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300	100,000	45,200	30,700	14,500	5,900	29,000
1 年 以 上										
2 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300	100,000	45,200	30,700	14,500	5,900	29,000
2 年 以 上										
3 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300	100,000	45,200	30,700	14,500	5,900	29,000
3 年 以 上										
4 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300	100,000	45,200	30,700	14,500	5,900	29,000
4 年 以 上										
5 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300	100,000	45,200	30,700	14,500	5,900	29,000
5 年 以 上										
6 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300	90,000	43,800	30,700	13,100	5,300	26,100
6 年 以 上										
7 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300	80,000	42,300	30,700	11,600	4,700	23,200
7 年 以 上										
8 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300	60,000	39,400	30,700	8,700	3,500	17,400
8 年 以 上										
9 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300	40,000	36,500	30,700	5,800	2,400	11,600
9 年 以 上										
10 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300	20,000	33,600	30,700	2,900	1,200	5,800
10 年 以 上										
11 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300		25,500	25,500			
11 年 以 上										
12 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300		20,500	20,500			
12 年 以 上										
13 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300		15,500	15,500			
13 年 以 上										
14 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300		10,500	10,500			
14 年 以 上										
15 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300		5,500	5,500			
15 年 以 上										
16 年 未 満	309,400	270,600	217,800	160,300						
16 年 以 上										
17 年 未 満	305,000	266,600	214,500	157,700						
17 年 以 上										
18 年 未 満	300,600	262,600	211,200	155,100						
18 年 以 上										
19 年 未 満	296,200	258,600	207,900	152,500						
19 年 以 上										
20 年 未 満	291,800	254,600	204,600	149,900						
20 年 以 上										
21 年 未 満	287,400	250,600	201,300	147,300						
21 年 以 上										
22 年 未 満	275,400	240,600	194,000	141,700						
22 年 以 上										
23 年 未 満	263,200	230,500	186,400	136,300						
23 年 以 上										
24 年 未 満	251,300	220,700	179,400	130,700						
24 年 以 上										
25 年 未 満	239,300	210,700	171,900	125,400						
25 年 以 上										
26 年 未 満	227,200	200,700	164,700	119,900						
26 年 以 上										
27 年 未 満	212,100	187,000	153,500	112,100						
27 年 以 上										
28 年 未 満	197,200	173,500	142,900	104,200						
28 年 以 上										
29 年 未 満	182,200	160,000	132,000	96,300						
29 年 以 上										
30 年 未 満	167,000	146,300	120,900	88,500						
30 年 以 上										
31 年 未 満	149,600	131,300	109,300	79,900						
31 年 以 上										
32 年 未 満	132,100	116,300	97,500	71,500						
32 年 以 上										
33 年 未 満	114,900	101,500	86,000	62,800						
33 年 以 上										
34 年 未 満	84,400	76,700	66,500	50,100						
34 年 以 上										
35 年 未 満	56,500	53,800	48,600	38,200						

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年十二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十六号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表中

「113,400円」

を

「113,500円」

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県の職員の管理職手当に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年十二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十七号

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の宿日直手当に関する規則（平成四年福岡県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「七千二百円」を「七千四百円」に、「一万八千円」を「二万千円」に、「三千六百元」を「三千七百元」に改め、同条第二号中「五千九百元」を「六千

円」に、「八千八百五十円」を「九千五百円」に、「二千九百五十円」を「三千五百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県の職員の宿日直手当に関する規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年十二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十八号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則（昭和二十九年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「、県土整備事務所ダム管理出張所又は河川総合開発事務所ダム管理出張所」を「又は県土整備事務所ダム管理出張所」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 条例第五条第一項第七号に規定する毒物又は劇物に係る立入検査の業務は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第十八条に規定する立入検査の業務とする。

第七条第二項中「三千三百円」を「三千五百五十円」に、「二千九百円」を「三千三百円」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条第四項の改正規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則第七条の規定は、この規則の施行の日を含む夜間の看護業務等から適用する。

福岡県人事委員会訓令第八号

事務局

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年十二月二十八日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程（平成十二年三月福岡県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一給与公平課の部第十四項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一
号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

3 第三条第一項第三号の規定により、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原
性鳥インフルエンザに相当する家畜伝染病と認めること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。